

細 則

(総則)

第1条 本会の運営は定款及び本細則による。

(会員の権利)

第2条 会員は本会に対して次の権利を有する。

- (1) 定款第7条に定めた情報開示。
- (2) 本会の行う事業への参加。
- (3) 投稿規定に従い、研究論文その他の会誌への投稿。
- (4) 本会の主催する研究発表会で発表。
- (5) 本会の刊行する「化学工学」誌、「化学工学論文集」(和文誌)及び「Journal of Chemical Engineering of Japan」(英文誌)の受領。

維持会員：「化学工学」誌、和文誌及び英文誌

特別地区会員を除く特別会員：「化学工学」誌及び和文誌

上記以外の会員：「化学工学」誌

但し海外会員は「化学工学誌」に代えて英文誌又は和文誌とすることができる。

- (6) 本会が行なう展示会等への出展。

2 本会は、会員が前項の権利を行使する場合は便宜を与えなければならない。

(会誌その他の刊行物)

第3条 本会は「化学工学」、「化学工学論文集」及び「Journal of Chemical Engineering of Japan」の3誌を発行する。

- 2 「化学工学」には化学工学分野およびその関連領域分野に関する技術ならびに研究に関する報告、本会の活動に関する記事、抄録その他適当と認められる事項を掲載する。
- 3 「化学工学論文集」及び「Journal of Chemical Engineering of Japan」には会員の化学工学分野およびその関連領域分野に関する技術および研究論文を掲載する。
- 4 本会は理事会の議決により化学工学ならびに化学技術の発展に寄与すると認められる印刷物を刊行することができる。
- 5 本会の刊行物の寄贈、交換その他の処分は理事会で定める。

(集会等)

第4条 本会は年次、秋季大会、会員大会及び支部大会等の学術集会を開催することができる。

- 2 本会は研究発表会、講演会等を開催することができる。

(調査研究事業)

第5条 本会は化学工学及び化学技術の普及、発展のために適当と認められる研究・調査及び受託研究・調査に関連する事業を行うことができる。

(人材育成事業)

第6条 本会は人材育成及び資格付与に関連する事業を行うことができる。

(展示会事業)

第7条 本会は化学工学及び化学技術の普及、発展のために適当と認められる展示会を行ない、又関連する展示会へ出展することができる。

(その他の事業)

第8条 本会は前第3条から前第7条の他、定款第4条に定める事業を行なうことができる。

2 前項の事業は日本国内及び海外で行うことができる。

(事業の共同開催)

第9条 本会は適切と認められる場合、他の団体と協同で第4条から第8条に記載の各事業を行うことができる。

(理事の会務分担)

第10条 会長は、理事へ必要に応じた会務の担当を委嘱することができる。

- 2 会長は、本会の総務を担当する理事として庶務理事を置くことができる。
- 3 会長は、本会の経理を担当する理事として経理理事を置くことができる。
- 4 会務の担当を委嘱された理事は、当該会務の執行状況を3ヶ月に1度理事会へ報告しなければならない。

(委員会等)

第11条 定款第59条に定めた委員会等は、委員会、会議、センター、コーディネーション・チーム(以下「委員会等」という)とする。

- 2 委員会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(支部)

第12条 定款第59条に定めた支部の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(部会)

第13条 定款第59条に定めた部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(事務局)

第14条 定款第60条に定めた事務局には事務局長及び所要の職員をおく。

- 2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

(細則の変更)

第15条 本細則の変更は、理事会の承認を得て行う。

附 則 本細則は、平成11年3月26日の総会議決にもとづく定款変更が文部大臣並びに通商産業大臣により認可された日より実施する。

- 2 平成20年7月25日 海外会員等追加による改訂。
- 3 平成22年7月23日 一部改訂。平成22年9月7日の総会議決にもとづく定款変更が行政庁により認可された日より実施する。